○農林水産省告示第五百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年四月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県名西郡神山町上分字大中尾二六八の二、二七〇、七三一、七三三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年四月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県名西郡神山町下分字鍋岩三五七（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鍋岩三五七（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道上磯郡木古内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　解除の理由

(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　解除の理由　道路用地とするため

三　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡上川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　砂防施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県度会郡大紀町錦字浅ケ谷三〇七の六五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○農林水産省告示第五百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県小田郡矢掛町横谷字大渡りノ内カイノ三三一一の一八、三三一一の一九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第五百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県北佐久郡軽井沢町大字追分字前谷地中島七一七の一二から七一七の一八まで、七一八の九、七一八の一一から七一八の一四まで、字雨池七三〇の四五、七三〇の四六（次の図に示す部分に限る。）、七三〇の四七から七三〇の五七まで、七三〇の五八（次の図に示す部分に限る。）、字南牛越七三四の六から七三四の一三まで、七三五の七から七三五の一六まで、七三六の二、字北牛越七四一の九、七四一の一二から七四一の一五まで、七四八の四から七四八の八まで、七五五の七から七五五の一〇まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　用排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県北佐久郡軽井沢町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市四倉町字志津五二の一六、五二の一七（国有林）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市四倉町字志津五二の一七（国有林）

(二)　保安林として指定された目的　航行の目標保存

(三)　解除の理由　道路用地とするため

三　(一)　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市四倉町字志津五二の一七（国有林）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第五百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡只見町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県関市洞戸小瀬見字尾洞二五〇一の一九から二五〇一の二二まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第五百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県関市洞戸小瀬見字尾洞二五〇一の二三から二五〇一の二五まで（以上三筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため